

グーグルの書籍データベース化

米インターネット検索大手「グーグル」が進める世界中の書籍全文のデータベース化をめくり、米国内での著作権侵害訴訟の和解合意が、日本にも波紋を広げている。同社のデータベースからの削除は著作権者側からの通知が必要とされるなどの和解内容は、国際条約の規定で日本にも及ぶからだ。文芸団体などは「手続きに手間がかか

3/12 S

通知なければ掲載

国内作家に戸惑い

る」といふだちをみせるが、専門家からは「ネット上で作品などが広く知られるメリットもある」との意見も出され、著作権とネットの関係について議論を呼びそつた。

グーグルは世界中の書籍の全文を電子的にコピーしネット上で閲覧できる事業を計画。提携先の米国内の大学図書館などの蔵書を著作権者に無断でデータ

ベース化していた2005年、全米作家組合などから著作権侵害で訴えられ昨年10月に和解することで合意。今夏にも連邦裁判所の認可を待って発効する。

和解内容は①グーグル側は無断でデータベース化した書籍などの著作権者に1作品60ドル以上、総額4500万ドル以上の補償金を支払う②今年1月5日以前に各国で出版された書籍のう

ち、グーグルが絶版とみなした書籍をデータベース化し、商業利用できる「などというもの。和解の対象は米国で著作権を有する人すべてだが、著作権に

関する国際条約「ベルヌ条約」は、加盟国で出版された書籍は米国内でも著作権が発生する規定となっている。このため、効力は日本など世界160カ国以上に及ぶという。

著作権者はグーグル側に今年5月5日までに和解への参加拒否を通知しない限り、自動的に和解に参加することになる。ただ、和解に参加しても2011年4月5日までに自著についてデータベースからの削除は要請できるとされる。

ただ、グーグルは米国内で一般的に入手できない書籍を「絶版」と定義しており、絶版とみなされれば、データベース化して商業利用ができる。著作権者側が拒む手続きを行うことはできるが、日本文芸家協会副理事長で作家の三田誠広さんは「日本で流通している書籍が、ネット上で将来閲覧できる恐れもある」と懸念する。同協会は今月2日の理事会で和解に応じる会員の和解金受取業務を代行する方針を決めている。

一方、著作権に詳しい福井健策弁護士は「グーグルの説明は分かりにくいだが、データベース化されれば多くの人に作品や学説などを広めることもできる」とメリットを指摘、前向きな活用を提言している。(花房壮)